

N - C A R Dサービス約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

株式会社KESAKAシステム(以下「当社」といいます)は、このN-CARD サービス約款を定め、これによりN-CARD サービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。

第2条 (適用の範囲)

本約款は、本サービス利用によるすべてに適用されるものとします。

第3条 (用語の定義)

この約款において次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

N-CARD サービス	当社指定のカードキーを使用し、当社設置のサーバーよりデータによるカードキー管理を契約者又はユーザに向けて行うサービスをいいます。
kesakaサービス取扱店	当社の提供するすべてのサービスに対し、契約その他の行為を当社に代わり行う契約店をいいます。
契約者	当社が指定する手続きによりこの約款を承諾の上、当社と本サービスの利用契約を締結している個人又は法人をいいます。
カードキー(ユーザーカード)	本サービス利用の際、解錠/施錠を行うために使用する当社指定のkesaka-IDを書き込んだFeliCaチップ内臓カードをいいます。
kesaka ID	FeliCaチップ対応携帯電話やカードを鍵として利用できるように、当社が設定する固有の識別符号をいいます。
フェリカ(FeliCa)	ソニー株式会社が開発した非接触ICカード技術方式をいいます。
FeliCaチップ対応リダ	本サービスを利用の際、解錠/施錠のために設置されたFeliCaチップの情報を読み取るための装置をいいます。
セキュリティ-サーバ	端末設備のひとつで設置された各端末設備の核となり、センターサーバへの通信を掌る装置をいいます。

第4条 (kesakaサービス取扱店)

当社は、本サービスの円滑な運営を行うために、kesakaサービス取扱店を設置いたします。

第5条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。但し、本約款の変更後の詳細については、当社Webサイト及

- びk e s a k aサービス取扱店に掲示する事により、契約者へ通知したものとします。
- 2 本約款変更後も契約者が利用契約を継続した場合、変更後の約款について同意したものとみなします。

第2章 サービス内容

第6条 (サービス内容)

当社指定の本サービス利用契約書に記入された情報をもとにカードキーの破損・紛失等のセキュリティー保護を行います。

第3章 サービスの利用契約等

第7条 (契約の単位)

本約款、第8条に定める契約できる者の条件を充足する一契約者ごとに本サービスの利用契約を締結します。

第8条 (契約できる者の条件)

当社と本サービスの利用契約を締結できる者は、次の各号のいずれかに該当する個人又は法人とします。

当該建物に入居する者が、現にその建物を区分所有している場合はその所有者。

当該建物が賃貸借建物の場合は、その賃貸借契約における賃借人。

当該建物が区分所有であって、所有者以外の者が使用貸借によって入居している場合等においては、所有者の同意を得た入居者。

第9条 (権利譲渡の禁止)

契約者は、本サービスを受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

第10条 (契約申込の方法)

本サービス利用契約の申込をする時は、当社又はk e s a k aサービス取扱店に対し、所定の書面による申請を要するものとします。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合はこの限りではありません。

第11条 (契約申込の承諾)

当社は、本サービス利用契約の申込があった時は、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定に関わらず、次の場合には、本サービス利用契約の申込みを承諾しない場合があります。

本サービスに関する当社の業務遂行上著しい支障があった場合。

本サービス利用契約申込をした者がその申込にあたり虚偽の内容を記載した契約書を提出した場合。

その他前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合。

- 3 前項のいずれかに該当し当社が直接的、間接的に損害を被った場合は、その損害の賠償を請求いたします。

第12条 (kesaka-ID)

kesaka-IDは当社において決定します。

- 2 当社は、修理及び復旧の為に暫定措置の場合のほか、技術上及びセキュリティー上やむを得ない理由がある場合にはkesaka-IDを抹消等することがあります。

第13条 (契約者の地位の継承)

契約者において、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、契約者の地位を継承するものとします。また、相続人が複数存在する場合は、継承する相続人を定め当社に、届出を要するものとします。

第14条 (契約者によるカードキーの登録内容変更、追加及び抹消)

契約者は、発行されたカードキーの利用者等の変更があった場合、当社又はkesakaサービス取扱店に対し、所定の書面による届出を要するものとします。

- 2 契約者は、当該建物で使用するカードキーの追加発行を必要とする場合、当社又はkesakaサービス取扱店に対し、所定の書面による申請を要するものとします。
- 3 契約者はセキュリティー上(kesaka-IDを書き込んだカードキーを紛失するなど)やむを得ずkesaka-IDを抹消する必要がある場合は、当社又はkesakaサービス取扱店に対し、所定の書面による申請を要するものとします。

第15条 (契約者の氏名等変更の届出)

契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに当社又はkesakaサービス取扱店に所定の書面による届出を要するものとします。

- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第16条 (契約者が行う契約の解除)

契約者が利用契約を解除しようとするときは、当社又はkesakaサービス取扱店に所定の書面による届出を要するものとします。

第17条（当社が行う契約の解除）

当社は、第21条（サービスの提供停止）の規定によりサービスの提供を停止された契約者がその原因となった事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

第4章 利用停止等

第18条（契約者による解除の請求）

契約者は、解除を希望する場合は、解除を希望する月内に所定の手続きにより解除することができます。

第19条（契約者の都合によるサービス停止）

契約者は、不慮の事故等によりカードキーを紛失・破損などした場合は、当社又はk e s a k aサービス取扱店に対し、所定の書面による届出によって、サービスの停止を求めることができます。ただし、全カードの利用を停止する場合、契約者以外の者がその手続きを行うには、契約者の委任状を必要とします。

第20条（当社の都合によるサービスの提供停止）

当社は、次の場合には、すべて又は一部のサービスの提供を停止することがあります。

当社の電気通信設備の保守点検又は工事上やむを得ないとき。

個人情報の漏洩が想定される事態があったとき。

効率のよいサービスを提供する為やむを得ない場合、その他セキュリティー上及び業務の遂行上やむを得ない事態があったとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスのすべて又は一部の提供を停止するときは、あらかじめ契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社は、自然災害等、予期できない事故が発生した場合、本サービスの提供を停止することがあります。

第21条（サービスの提供停止）

当社は、次の場合において契約者に予告なく、本サービスの提供を停止することがあります。

本サービス利用者が、本約款に違反したとき。

本サービスの提供を著しく妨害したとき。

第5章 料金等

第22条（カードキー発行料金）

本サービス契約者は、本サービス対象のカードキーを追加発行する場合は、カードキー発行料金が必要となります。

第6章 保守・運用

第23条（サービス利用契約者の維持責任）

本サービス利用契約者は、FeliCa チップ対応リーダを含む、当社が提供するすべてのサービスにおいて、取扱説明書、利用マニュアル等に記載されている使用方法に適合するよう維持していただきます。

第24条（修理・復旧）

当社は、当社が設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧します。ただし24時間以内の修理又は復旧を保証するものではありません。

- 2 前項の場合において当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、当社の判断により優先すべき部分のみの修理又は復旧を行う場合があります。

第25条（修理・復旧の場合の暫定措置）

当社は修理・復旧に関わる暫定措置として、k e s a k a - I Dを一時的に抹消する場合があります。

- 2 前項の場合において当社は、暫定的に発行したカードキーを契約者に貸与するものとします。

第7章 損害賠償

第26条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態（当該、サービス利用契約に係る電気通信設備によるすべてのサービスに著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同等程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にある事を当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続した限りにおいて、当該サービス利用契約者の損害を、当社が発行したカードキー一枚分の発行料金相当を1日あたりの限度額として賠償します。

第27条（免責）

当社は、本サービスに係る設備その他電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事

にあたって、利用契約者に関する土地、建物その工作物等に、損害を与えた場合に、それが工事実施に伴い通常生じるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、火災や侵入などによる損害につき一切責任を負いません。
- 3 当社が設置設定した通信経路（インターネット等）において、違法な盗聴・不正なアクセス等が行われ、情報の一部または全部が漏洩し、そのために生じた損害につき、当社は一切責任を負いません。
- 4 災害、火災、紛争、戦争など当社の管理範囲を超える事由につき本サービスを提供できなかった場合、そのために生じた損害について当社は一切責任を負いません。

第28条（カードキーの取扱について）

利用者が、本サービス利用のために所持するカードキーにおいて、次のような行為等によって、カードキーが使用不能もしくは機能不全になり、何らかの損害を被ったとしても、当社はその損害を賠償しません。

カードキーを、折り曲げたり、汚したり、水に濡らしたり、磁気に近づけること、また、カードキーに過度な力をかけること。

カードキーを、他のICカード、硬貨などの金属、アルミ箔や金箔などの金属を含んだものと一緒に重ねて使用すること。

カードキーを、紛失、盗難、水漏れ、磁気不良に至らしめること。

前項のすべてに該当しない場合でも、カードキーの障害となる物と重ねて使用すること。

第29条（本人性の確認）

契約者が本サービスの利用契約締結の時から、利用継続期間において、又契約を解除する時も含めて、契約内容に何らかの異動が発生する手続の実施にあたっては、当社又はk e s a k aサービス取扱店は次の各号に定める事項等につき照合して本人であることの確認をおこないその確認手続の実施を以って、当社又はk e s a k aサービス取扱店は、本人確認事項に関して発生するあらゆる損害の責を負いません。なお、当該手続を行う者が契約者本人でない場合であっても、次の各号に定める事項等が照合できた場合は、本人より権限が与えられているものとみなします。

（1）利用契約締結の時

入居する区分所有建物の所有者であることを証明する書類ならびに、運転免許証、健康保険証、パスポート等本人を確認できる書類。法人にあっては、商業登記簿謄本・抄本及び印鑑登録証明書。

入居する建物に関する賃貸借契約書及び前号と同様の本人確認の為の書類。法人にあっては、商業登記簿謄本・抄本及び印鑑登録証明書。

（2）利用継続期間中

契約者及び利用者の各氏名
契約者及び利用者の各住所
契約者及び利用者の各生年月日
契約時登録されている暗証キーワード又は暗証番号
契約者又は利用者の運転免許証等、公的証明書
法人にあっては登記簿謄本・抄本及び印鑑登録証明書

- 2 契約者が前項に定める本人確認に応じない場合及び照合に成功しない場合、当社又は k e s a k a サービス取扱店は、取引に係る義務の履行もしくは契約内容の変更を拒むことができるものとします。

第 8 章 雑則

第 3 0 条 （承諾の限界）

当社は契約者から工事その他の請求があった場合に、その履行が技術的に困難なとき、もしくは保守する事が著しく困難なとき、又は契約者が料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠る恐れがあるなど当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合はその理由をその請求をした者に通知します。ただしこの約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 3 1 条 （利用者の義務）

契約者及び利用者は、次の事項を遵守しなければなりません。

端末設備（FeliCa チップ対応リーダ、各種制御器、セキュリティサーバー等）を取外し、分解し、変更し、若しくは破壊し、又はその設備に線状その他の導体を連絡しないこと。

故意に FeliCa チップ対応リーダにおけるサムターン部分の解錠 / 施錠を繰り返したり、その他通常利用以外の使い方をしないこと。

端末設備に登録されている k e s a k a - I D その他の情報を通常の利用方法以外で読み出しし、登録・変更し又は消去しないこと。

当社が提供している端末設備を善良な管理者の注意をもって利用及び保管すること。
故意に複数回の不完結リード（FeliCa チップ対応リーダ立上げボタンを押し、タイムアウトさせる行為）を繰り返し、通信のふくそうを生じさせる恐れがある行為を行わないこと。

契約者の権限により設定されたサービス設定や、合鍵発行については、如何なる場合も自己責任において管理し運用すること。又当社はこれに関して契約者及び利用者にも如何なる損害が及んでも一切の責任を負いませんので、取扱いには十分注意すること。

第32条（約款の掲示）

当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社のインターネットホームページ又はk e s a k aサービス取扱店において掲示することとします。

第33条（付則）

この約款は、平成18年1月20日から実施します。